

# 山口県報

平成21年  
3月31日  
(火曜日)

## 目 次

規則

医療法施行細則の一部を改正する規則(医務保険課)……………一

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則(医務保険課)……………四

山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則(医務保険課)……………七

山口県立秋看護学校学則の一部を改正する規則(医務保険課)……………一七



医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第三十八号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(昭和五十八年山口県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号中「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

第三条第一号の四中「別記第十七号様式の四」を「別記第十七号様式の六」に改め、同号を同条第一号の六とし、同条第一号の三の次に次の二号を加える。

一 四 法第四十六条の四第六項の規定による選任 医療法人特別代理人選任申請書(別記第十七号様式の四)

一 五 法第四十六条の四第七項第四号の規定による報告 医療法人財産状況報告(別記第十七号様式の五)又は医療法人業務執行状況報告(別記第十七号様式の

五)

第三条第五号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改め、同条第六号中「第五十五条第五項」を「第五十五条第八項」に改め、同条第八号の二から第十号までを削り、同条第八号中「別記第二十四号様式」を「別記第二十六号様式」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八 法第五十六条の六の規定による届出 医療法人清算人就任届(別記第二十四号様式)

九 法第五十六条の十一の規定による届出 医療法人清算結了届(別記第二十五号様式)

第三条第十一号を削り、同条第十二号中「第五条の七」を「第五条の十二」に、「別記第二十八号様式」を「別記第二十七号様式」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十三号中「第五条の八」を「第五条の十三」に、「別記第二十八号様式の二」を「別記第二十八号様式」に改め、同号を同条第十二号とする。

第六条第一項第四号中「第十三号」を「第十二号」に改める。

別記第十七号様式の四を別記第十七号様式の六とし、別記第十七号様式の三の次に次の二様式を加える。

第17号様式の 4 (第 3 条関係)

医療法人特別代理人選任申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
申請者所在地  
名 称  
代表者の氏名  
(電話 局 番)  
①②

下記のとおり特別代理人の選任を受けたいので、医療法第46条の 4 第 6 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

|            |       |
|------------|-------|
| 住所         |       |
| 氏名         |       |
| 生 年 月 日    | 年 月 日 |
| 職 業        |       |
| 理事長との続柄    |       |
| 適任である理由    |       |
| 選任を必要とする理由 |       |

添付書類

- 1 選任についての意思の決定を証する議事録の謄本
  - 2 特別代理人となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 注 代表者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第17号様式の 5 (第 3 条関係)

医療法人 財務執行 産 状況報告

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
報告者住所  
氏 名  
(電話 局 番)  
①②

下記のとおり医療法人の財務執行産の状況を監査した結果、不正の点を発見したので、医療法第46条の 4 第 7 項第 4 号の規定により報告します。

記

|         |       |
|---------|-------|
| 医療法人の名称 |       |
| 不正の点    |       |
| 監査年月日   | 年 月 日 |

注 報告者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

別記第二十号様式「第55条第3項」や「第55条第6項」に定める。  
 別記第二十一号様式「第55条第5項」や「第55条第8項」に定める。  
 別記第二十四号様式「別記第二十号様式」に定める。  
 別記第二十六号様式「第68条において準用する民法第77条第2項」や「第56条の6」に定め、同様式を別記第二十号様式に定める。  
 別記第二十七号様式「第68条において準用する民法第83条」や「第56条の11」に定め、同様式を別記第二十五号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第26号様式 (第3条関係)

医療法人合併認可申請書

山口県知事 様

年 月 日

郵便番号 ①  
 住所 氏 名  
 申請者 (電話) 局 番) ①

郵便番号 局 番)  
 住所 氏 名  
 (電話) 局 番) ①

下記のとおり医療法人の合併の認可を受けたいので、医療法第57条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

|             |  |
|-------------|--|
| 合併する医療法人の名称 |  |
| 合併後の医療法人の名称 |  |
| 合併の理由       |  |

添付書類

- 1 社団たる医療法人にあつては、総社員の同意があつたことを証する書面
- 2 社団たる医療法人にあつては、理事の3分の2以上の同意(寄附行為に別段の定めがある場合には、その定めるところによる同意)があつたことを証する書面
- 3 合併契約書の写し
- 4 合併により医療法人を設立する場合にあつては、申請者が合併前の各医療法人において選任された者であることを証する書類
- 5 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人の定款又は寄附行為
- 6 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為、財産目録及び貸借対照表
- 7 役員となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 8 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面
- 9 注

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。  
 2 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。  
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第二十八号様式を別記第二十七号様式とし、別記第二十八号様式の二を別記第二十八号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県規則第三十九号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（平成十四年山口県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第一条第二項」を「第一条の三第二項」に改める。

第五条中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第十三条中「受験願書」の下に「、第十五条の准看護師再教育研修修了登録申請書、第十六条第二項の再教育研修修了登録証書換え交付申請書及び第十七条第二項の再教育研修修了登録証再交付申請書」を加え、同条を第十八条とする。

第十二条の次に次の五条を加える。

（准看護師個別研修計画書等）

第十三条 法第十五条の二第二項の准看護師再教育研修のうち知事以外の者が行うもの（以下「准看護師個別研修」という。）に係る同項の規定による命令（以下「再教育研修命令」という。）を受けた者は、当該准看護師個別研修を開始しようとする日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した准看護師個別研修計画書を知事に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに准看護師籍の登録番号及び登録年月日（法第十四条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日）

二 准看護師個別研修の内容

三 准看護師個別研修の実施期間

四 助言指導者（准看護師個別研修に係る再教育研修命令を受けた者に対して助言、指導等を行う者であつて、知事が指名したものをいう。以下同じ。）の氏名

2 准看護師個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、前項の准看護師個別研修計画書を作成するに当たっては、助言指導者の助言、指導等を受けなければならない。

3 第一項の准看護師個別研修計画書は、助言指導者が当該准看護師個別研修計画書が適切である旨を記載し、署名したものでなければならない。

4 知事は、准看護師再教育研修を適正に実施するため必要があるときは、准看護師個別研修の内容又は実施期間を変更すべきことを命ずることができる。

（准看護師個別研修の修了）

第十四条 准看護師個別研修に係る再教育研修命令を受けた者は、准看護師個別研修を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した准看護師個別研修修了報告書を知事に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日並びに准看護師籍の登録番号及び登録年月日（法第十四条第三項の規定により再免許を受けようとする者にあつては、氏名及び生年月日）

二 准看護師個別研修の内容

三 准看護師個別研修の開始及び修了の年月日

四 助言指導者の氏名

2 前項の准看護師個別研修修了報告書は、助言指導者が、准看護師個別研修に係る再教育研修命令を受けた者が当該准看護師個別研修を修了したものと認める旨を記載し、署名したものでなければならない。

3 知事は、第一項の規定による准看護師個別研修修了報告書の提出を受けた場合において、准看護師個別研修に係る再教育研修命令を受けた者が准看護師個別研修を修了したと認めるときは、その者に対して、准看護師個別研修修了証を交付するものとする。

（准看護師再教育研修を修了した旨の登録の申請）

第十五条 法第十五条の二第四項の規定による登録を受けようとする者は、准看護師再教育研修修了登録申請書（別記第十一号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 准看護師免許証の写し

二 准看護師再教育研修を修了したことを証する書類

（再教育研修修了登録証の書換え交付）  
第十六条 准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けた者（以下「再教育研修修了登録者」という。）は、再教育研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、再教育研修修了登録証の書換え交付を知事に申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、再教育研修修了登録証書換え交付申請書（別記第十二号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 再教育研修修了登録証

二 准看護師免許証の写し

(再教育研修修了登録証の再交付)

第十七条 再教育研修修了登録者は、再教育研修修了登録証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、再教育研修修了登録証の再交付を好事に申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、再教育研修修了登録証再交付申請書(別記第十三号様式)に次に掲げる書類を添えて、好事に提出しなければならない。

一 准看護師免許証の写し

二 再交付の申請が破損又は汚損によるものである場合にあっては、当該申請に係る再教育研修修了登録証

3 第一項の規定により再教育研修修了登録証の再交付を受けた者は、その後において亡失した再教育研修修了登録証を発見したときは、速やかにこれを好事に返納しなければならない。

別記第十号様式の次に次の三様式を添える。

第11号様式 (第15条関係)

准看護師再教育研修修了登録申請書

年 月 日

山口県知事 様

本 籍 地

都道府県名

(国 籍)

郵便番号

申請者

住 居 所 名

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり准看護師再教育研修を修了した旨の登録を受けたいので、保健師助産師看護師法第15条の2第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

|                   |       |     |
|-------------------|-------|-----|
| 准看護師籍の登録年月日及び登録番号 | 年 月 日 | 第 号 |
| 再教育研修を開始した日       | 年 月 日 |     |
| 再教育研修を修了した日       | 年 月 日 |     |
| 助言指導者の氏名          |       |     |

山口県収入証紙はリ付け欄  
(消印しないこと。)

添付書類

1 准看護師免許証の写し

2 准看護師再教育研修を修了したことを証する書類

注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

2 「助言指導者の氏名」欄は、准看護師個別研修に係る再教育命令を受けた場合に記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第12号様式 (第16条関係)

再教育研修修了登録証書換え交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住 所  
氏 名

④

年 月 日生

(電話 局 番)

下記のとおり再教育研修修了登録証の書換え交付を受けたいので、保健師助産師看護師法施行細則第16条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 再教育研修修了登録年月日 | 年 月 日           |
| 変 更 事 項      | 1 本籍地都道府県名 (国籍) |
|              | 2 氏名            |
| 変 更 の 内 容    | 変 更 前           |
|              | 変 更 後           |
| 変 更 年 月 日    | 年 月 日           |

山口県収入証紙はり付け欄

(消印しないこと。)

添付書類

- 1 再教育研修修了登録証
- 2 准看護師免許証の写し

注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。  
2 「変更事項」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第13号様式 (第17条関係)

再教育研修修了登録証再交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住 所  
氏 名

④

年 月 日生

(電話 局 番)

下記のとおり再教育研修修了登録証の再交付を受けたいので、保健師助産師看護師法施行細則第17条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 再教育研修修了登録年月日      | 年 月 日 |
| 再交付を受けようとする理由     | 1 破損  |
|                   | 2 汚損  |
|                   | 3 亡失  |
| 破損し、汚損し、又は亡失した年月日 | 年 月 日 |
| 破損し、汚損し、又は亡失した理由  |       |

山口県収入証紙はり付け欄

(消印しないこと。)

添付書類

- 1 准看護師免許証の写し
- 2 再交付の申請が破損又は汚損によるものである場合にあっては、当該申請に係る再教育研修修了登録証

注 1 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。  
2 「再交付を受けようとする理由」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。  
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四十号

山口県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則

山口県立衛生看護学院学則(昭和四十六年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「退学」の下に「、転学」を加え、「第十六条」を「第十六条の二」に改め、「、単位の修得の認定、進級」を削る。

第一条中「並びに教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。 )による養護教諭」を削る。

第二条を次のように改める。

(学生 の定員等)

第二条 保健学科及び助産学科の学生 の定員は、次のとおりとする。

|         |   |           |
|---------|---|-----------|
| 学 科     | 科 | 学 生 の 定 員 |
| 保 健 学 科 |   | 四十人       |
| 助 産 学 科 |   | 二十人       |

2 第一看護学科及び第二看護学科の課程及び学生 の定員は、次のとおりとする。

|             |         |                    |
|-------------|---------|--------------------|
| 学 科         | 課 程     | 学 生 の 定 員          |
| 第 一 看 護 学 科 | 三 年 課 程 | 一 学 年 に つ き<br>四十人 |
| 第 二 看 護 学 科 | 二 年 課 程 | 一 学 年 に つ き<br>四十人 |

第四章の章名中「退学」の下に「、転学」を加える。

第八条第二号を次のように改め、同条第三号から第五号までを削る。

二 前条に規定する資格を証する書類

第十五条の次に次の一条を加える。

(転学)

第十五条の二 学生(第一看護学科及び第二看護学科の学生に限る。)は、他の看護師養成所に転学しようとするときは、転学願を院長に提出し、その許可を受けなければならない。

第四章中第十六条の次に次の一条を加える。

(転入学)

第十六条の二 他の学校又は看護師養成所から学院の第一看護学科又は第二看護学科に転入学しようとする者(以下「転入学希望者」という。)は、転入学願を院長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 院長は、当該学科の学生に欠員がある場合であつて、転入学希望者が現に在学している学校又は看護師養成所の科目及び単位数が学院と同程度であり、かつ、転入学希望者の単位の修得の状況が良好であると認めるときでなければ、転入学の許可をしてはならない。

3 院長は、転入学希望者に対して筆記試験及び口述試験を行い、これに合格した者に対して転入学を許可する。

4 第十条の規定は、前項の規定により転入学を許可された者について準用する。

5 第三項の規定により転入学を許可された者に係る既に履修した科目及び修得した単位の取扱い並びに修業年限及び在学期間については、別に設置する審査会の議を経て院長が決定する。この場合において、学院に転入学を許可された者が学院に入学する前に他の学校又は看護師養成所において修得した単位については、学院において修得した単位として認定するものとする。

第五章の章名中「、単位の修得の認定、進級」を削る。

第十八条を次のように改める。

(科目の履修の免除)

第十八条 学院に入学する前に他の保健師、助産師、看護師等の学校又は養成所若しくは養成施設において履修した科目を有する学生は、当該科目に相当する科目の履修の免除を院長に申請することができる。

2 院長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該学校又は養成所若しくは養成施設における教育の内容が学院における教育の内容と同程度であると認めるときは、当該申請に係る科目の履修を免除することができる。この場合において、当該科目の履修を免除された学生は、当該科目に係る単位を修得したものとみなす。

3 前項の規定により修得したものとみなされる単位は、当該学生が学院において修得

| 専 門 科   |           |           |                 |         |              |             |           |             |                 | 一 般 科 目       |             |                 |             |                 |                         |     |   |
|---------|-----------|-----------|-----------------|---------|--------------|-------------|-----------|-------------|-----------------|---------------|-------------|-----------------|-------------|-----------------|-------------------------|-----|---|
| 地域看護管理論 | 地域保健指導論   | 地域看護支援技術論 | 地域看護学概論         | 小計      | 外国語コミュニケーション | 法 学         | 人 間 関 係 学 | 社 会 心 理 学   | 教 育 内 容         | 社 会 心 理 学     | 科 目         | 単 位 数           |             |                 |                         |     |   |
|         |           |           |                 |         | 外国語コミュニケーション | 法 学 (日本国憲法) | 人 間 関 係 学 | 社 会 心 理 学   | 社 会 心 理 学       | 単 位 数         |             |                 |             |                 |                         |     |   |
| 総 論     | 疾 病 ・ 障 害 | 健 康 づ くり  | 成 人 ・ 高 齢 者 保 健 | 産 業 保 健 | 学 校 保 健      | 母 子 保 健     | 地 域 活 動 論 | 地 域 看 護 研 究 | 地 域 看 護 研 究 演 習 | 基 本 的 支 援 技 術 | 家 庭 訪 問 技 術 | 家 庭 訪 問 技 術 演 習 | 健 康 教 育 技 術 | 健 康 教 育 技 術 演 習 | 地 域 活 動 に お け る 連 携 技 術 | 総 論 | 四 |

すべき単位の総数の二分の一を超えることができない。  
 第十九条の見出し中「進級及び」を削り、同条中「進級又は」及び「各学年についで、」を削る。  
 別表第一から別表第三までを次のように改める。  
 別表第一（第六条関係）

| 基礎助産学    |    |     |           |       |           |        |               |                  |                | 教育内容                  |                            |       |     |       |
|----------|----|-----|-----------|-------|-----------|--------|---------------|------------------|----------------|-----------------------|----------------------------|-------|-----|-------|
| 助産診断・技術学 | 小計 | 助産学 | 乳幼児の成長・発達 | 性 科 学 | 母性・父性の心理学 | 母性の社会学 | 母子の健康科学(母子保健) | 母子の健康科学(遺伝と遺伝相談) | 母子の健康科学(母子の栄養) | 生殖の形態・機能と病態(ライフサイクル期) | 生殖の形態・機能と病態(マタニティライフサイクル期) | 助産学概論 | 科 目 | 単 位 数 |
|          |    | 助産学 | 助産学       | 助産学   | 助産学       | 助産学    | 助産学           | 助産学              | 助産学            | 助産学                   | 助産学                        | 助産学   | 助産学 | 助産学   |

別表第二（第六条関係）

| 目  |    |         |         |       |     |         |         |         |       |     |
|----|----|---------|---------|-------|-----|---------|---------|---------|-------|-----|
| 合計 | 小計 | 地域看護学実習 | 保健福祉行政論 | 保健統計学 | 疫 学 | 健康危機管理論 | 地域看護学実習 | 保健福祉行政論 | 保健統計学 | 疫 学 |
|    |    | 地域看護学実習 | 保健福祉行政論 | 保健統計学 | 疫 学 | 健康危機管理論 | 地域看護学実習 | 保健福祉行政論 | 保健統計学 | 疫 学 |





| 門 |                 | 専                  |                    |                               |                          |                           |                            |                             |                              |                           |         | I 野 分 門            |                          |                         |                          |                          |                  |                        |                 |                      |                       |  |  |
|---|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|--------------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|------------------------------|---------------------------|---------|--------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------|------------------------|-----------------|----------------------|-----------------------|--|--|
|   | 老年看護学           | 成人看護学              |                    |                               |                          |                           |                            |                             |                              |                           |         | 小                  | 臨地実習                     | 基礎看護学                   |                          |                          |                  |                        |                 |                      |                       |  |  |
|   | 小児看護学概念と小児の成長発達 | 老年看護学援助論II(高齢者の看護) | 老年看護学援助論I(老年看護学概念) | 老年看護学概念II(高齢者の健康を保持増進するための看護) | 老年看護学援助論I(健康障害のある高齢者の看護) | 成人看護学援助論V(緩和ケアを必要とする人の看護) | 成人看護学援助論IV(感染対策を必要とする人の看護) | 成人看護学援助論III(身体の一部を喪失する人の看護) | 成人看護学援助論II(障害を持ちながら生活する人の看護) | 成人看護学援助論I(疾病の自己管理をする人の看護) | 成人看護学概念 | 成人看護学援助論I(看護過程の基礎) | 基礎看護学実習II(看護の対象と生活環境の理解) | 基礎看護学実習I(看護の対象と生活環境の理解) | 基礎看護学実習X(診療に伴う基本技術の学内実習) | 基礎看護学実習IX(日常生活援助技術の学内実習) | 基礎看護学実習VIII(別看護) | 基礎看護学実習VII(研究の基礎と指導技術) | 基礎看護学実習VI(看護過程) | 基礎看護学実習V(診療に伴う基本技術2) | 基礎看護学実習IV(診療に伴う基本技術1) |  |  |
|   | —               | —                  | —                  | —                             | —                        | —                         | —                          | —                           | —                            | —                         | —       | —                  | —                        | —                       | —                        | —                        | —                | —                      | —               | —                    | —                     |  |  |

| 小 |                  | II 野 分  |         |         |                          |                        |                             |                       |                       |                       |                           |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |
|---|------------------|---------|---------|---------|--------------------------|------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|   | 在宅看護概念I(在宅看護の概念) | 精神看護学実習 | 小児看護学実習 | 小児看護学実習 | 老年看護学実習II(健康障害のある高齢者の看護) | 老年看護学実習I(健康な高齢者の生活の理解) | 成人看護学実習III(慢性疾患の治療を受ける人の看護) | 成人看護学実習II(周術期にある人の看護) | 成人看護学実習I(健康障害のある人の看護) | 成人看護学実習I(健康障害のある人の看護) | 精神看護学援助論II(精神に障がいを持つ人の看護) | 精神看護学援助論I(精神の健康増進のための看護) | 精神看護学援助論I(精神の健康増進のための看護) | 精神看護学援助論I(精神の健康増進のための看護) | 精神看護学援助論I(精神の健康増進のための看護) | 精神看護学援助論I(精神の健康増進のための看護) | 精神看護学援助論I(精神の健康増進のための看護) | 精神看護学援助論I(精神の健康増進のための看護) | 精神看護学援助論I(精神の健康増進のための看護) | 精神看護学援助論I(精神の健康増進のための看護) | 精神看護学援助論I(精神の健康増進のための看護) |
|   | —                | —       | —       | —       | —                        | —                      | —                           | —                     | —                     | —                     | —                         | —                        | —                        | —                        | —                        | —                        | —                        | —                        | —                        | —                        | —                        |

|   |   |          |           |           |                        |                           |                                |                         |                 |                      |                    |         |            |   |   |     |
|---|---|----------|-----------|-----------|------------------------|---------------------------|--------------------------------|-------------------------|-----------------|----------------------|--------------------|---------|------------|---|---|-----|
| 合 | 小 | 野 分 合 統  |           | 在宅看護論     | 在宅看護概論Ⅱ(地域医療保健福祉と在宅看護) | 在宅看護援助論Ⅰ(日常生活援助と症状・状態別看護) | 在宅看護援助論Ⅱ(在宅における医療管理を必要とする人と看護) | 看護の統合と実践Ⅰ(看護管理・看護研究の実際) | 看護の統合と実践Ⅱ(医療安全) | 看護の統合と実践Ⅲ(災害看護・救急看護) | 看護の統合と実践Ⅳ(看護技術の統合) | 在宅看護論実習 | 看護の統合と実践実習 | 計 | 計 | 一〇〇 |
|   |   | 看護の統合と実践 | 看護の統合と実践Ⅰ | 看護の統合と実践Ⅱ | 看護の統合と実践Ⅲ              | 看護の統合と実践Ⅳ                 | 在宅看護論実習                        | 看護の統合と実践実習              | 計               | 計                    | 一〇〇                | 一〇〇     |            |   |   |     |

別記第一号様式の添付書類2を次のように改め、同添付書類3から5までを削る。

2 山口県立衛生看護学院学則第7条に規定する資格を証する書類

別記第二号様式中

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |       |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| 「 | 年 | 月 | 日 | 性 | 別 | 男 | ・ | 女 | 」 | を |       |
| 「 | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 | 」 | に改める。 |

別記第三号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県立衛生看護学院学則別表第一から別表第三までの規定は、この規則の施行の日以後に入学する学生について適用し、同日前に入学して現に在学中の学生については、なお従前の例による。

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第四十一号

山口県立萩看護学校学則の一部を改正する規則

山口県立萩看護学校学則(平成六年山口県規則第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「退学」の下に「、転学」を加え、「第十七条」を「第十七条の二」に改め、「、進級」を削る。

第一条中「学校」を「看護学校」に改める。

第二条を次のように改める。

(学科の課程及び学生の定員)

第二条 学科の課程及び学生の定員は、次のとおりとする。

|        |           |             |
|--------|-----------|-------------|
| 学 科    | 課 程       | 学 生 の 定 員   |
| 第一看護学科 | 三年課程      | 一学年につき 四十人  |
| 第二看護学科 | 二年課程(定時制) | 一学年につき 二十五人 |

第六条第一項中「学校の」を「看護学校の」に改める。

第四章の章名中「退学」の下に「、転学」を加える。

第八条中「学校に」を「看護学校に」に改める。

第九条第一項中「学校に」を「看護学校に」に改め、第二号を削り、同項第三号中「及び」を「その他の」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、

第五号を第四号とする。

第十二条中「学校」を「看護学校」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(転学)

第十六条の二 学生は、他の看護師養成所に転学しようとするときは、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第四章中第十七条の次に次の一条を加える。

(転入学)





